子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和７年 10 月 31 日
こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案について、令和７年９月 24 日（水）から同年 10 月 23 日（木）まで御意見を募集したところ、計 10 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
１	子育て世代のニーズに直接応えるものとして期待できる、すばらしい施策だと思います。 しかし受け入れる保育所や人材が十分に確保できなければ、制度がうまく機能しません。特に地方では、保育士不足が深刻な問題となる可能性があります。それらへの対処も同時に行われるべきです。 また新しい制度ができたとしても、それが保護者に十分に知られていなければ、活用されません。国や自治体には、制度の内容をわかりやすく周知する努力が求められます。	１点目については賛成の御意見として承ります。 その他の点については、それぞれ御意見として承ります。
２	政令で定める額を零とすると、法が認めようとしている市町村の裁量が完全に奪われてしまうのではないか？ 零というのは、上限ではなく下限であり、市町村は自由に額を定めることができると解せないか？	本政令により、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第３項第２号及び第 30 条第２項１号の政令で定める額を零とすることから、同法第 29 条第３項第２号及び第 30 条第２項１号の市町村が定める額は零となります。 なお、同法第 29 条第３項第２号及び第 30 条第２項１号の政令で定める額は、利用者負担額の上限となる額であり、当該額を零とした場合、御指摘のように「下限であり、市町村は自由に額を定めることができる」と解することはできません。
３	保育というサービスを受けられることから、受益者負担の原則に基づき、新子子法第 29 条第３項第２号及び第 30 条第２項第１号の政令で定める額を「零」とすることには反対します。保育料を支払うべきものと考えます。	御意見として承ります。

その他７件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。